



野洲市立中主中学校
いじめ防止基本方針



令和8年4月1日

野洲市立中主中学校

目 次

1. はじめに	- 1 -
2. いじめの定義	- 1 -
3. いじめの禁止	- 1 -
4. いじめ防止等のための組織	- 2 -
5. 学校全体としての取組	- 3 -
(1) 学校の基本姿勢	- 3 -
(2) いじめ防止のための取り組み	- 3 -
(3) いじめの早期発見	- 3 -
(4) いじめへの対処	- 4 -
(5) 家庭及び地域との連携	- 4 -
《家庭》	- 4 -
《地域》	- 4 -
(6) 関係機関との連携	- 5 -
(7) いじめ解消の確認	- 5 -
6. 重大事態への対処	- 5 -
(1) 重大事態の意味について	- 5 -
(2) 事実関係を明確にするための調査の実施	- 6 -
7. 基本方針の見直し	- 6 -
8. いじめ防止等に向けての年間計画	- 6 -
本校のストップいじめアクションプラン	-別紙-

1.はじめに

いじめ問題への対応は学校における重要課題の一つです。その解決のため、学校が一丸となって組織的に対応していかなければなりません。平成25年9月28日に施行されたいじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、ここに本校のいじめ防止等に関する基本的な方針（以下「学校の基本方針」という）を策定します。

いじめ問題への取組は、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、それぞれの役割と責任を自覚し、いじめ問題を克服することを目指して行っていきます。

いじめは、全ての児童生徒に関する問題です。いじめ防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるように計画し、実施していきます。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを児童生徒が十分に理解し、児童生徒が主体的にいじめ防止に向けた方策に参画できるものにしていきます。

2.いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と、一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が、心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

- 1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）などをいう。
- 2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのようであっても、いじめられている児童生徒の感じる被害性による見極めが必要である。

3.いじめの禁止

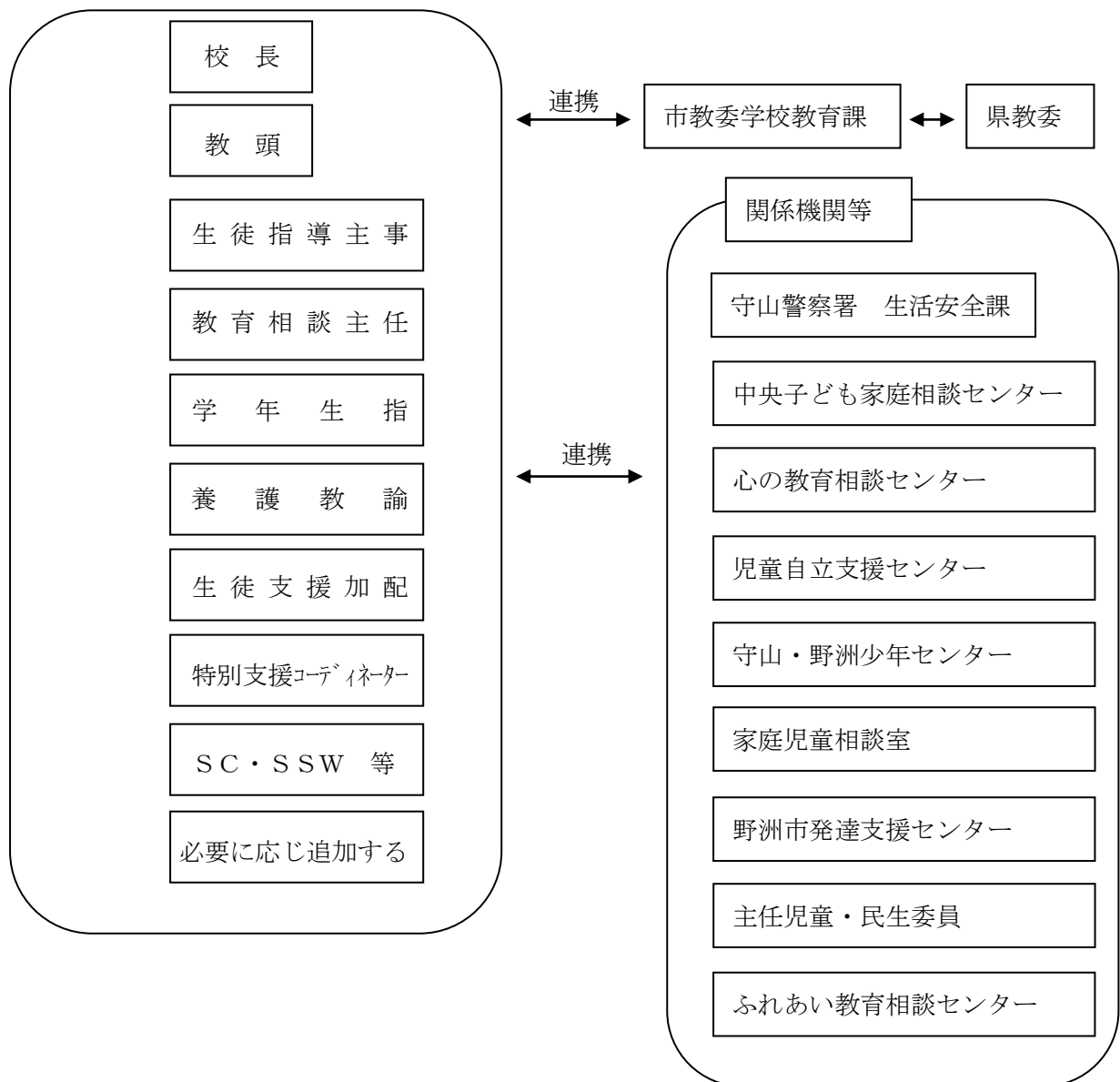
「児童生徒は、いかなることがあろうともいじめを行ってはならない」こと、「いじめが行われているのを周りで見たり、聞いたりしたときは、速やかに周りにいる教職員、保護者、地域の大人に相談をする」ことを、児童生徒に十分理解できるように指導します。

4.いじめ防止等のための組織

「いじめ」はいじめられた児童生徒の立場になって問題の解決に当たらなければなりません。そのためには、児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認していくことが大切です。いじめの認知については、特定の教職員がするのではなく、いじめ防止対策推進法第20条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行います。

学校には、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの対処）のための組織を置き、その組織体制は、以下の組織図によるものとします。この組織では、いじめ防止等に関わり、学校内で中心的な役割を果たすものとします。

◎いじめ防止対策委員会



※生徒指導委員会や、生徒からの聞き取りを受けての学年での情報集約の場を「いじめ防止対策委員会」に代えることがある。

5.学校全体としての取組

(1) 学校の基本姿勢

校内研修をはじめとして、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組をもとに、いじめの防止、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等を具現化し実践していきます。こうした取組を徹底しながら、絶えず情報交換をし、全教職員で共通理解を図り、さらに、生徒の実態に応じたカリキュラムマネジメントを有効に活用しながら、PDCAサイクルを通して取組の充実を図っていきます。

(2) いじめ防止のための取組

いじめの防止については、学校教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、日々の活動の中で一人ひとりをしっかりと見とれるよう取組を進めていきます。

- ① 児童等の豊かな情操と道徳心を培います。
- ② 児童生徒があらゆる活動の中で、自己有用感や自己存在感がもてる取組を進めます。
- ③ 道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ④ 生徒会による啓発活動の充実を図ります。
- ⑤ 人権教育の推進を図ります。

(3) いじめの早期発見

いじめは、迅速な対応が求められます。そのためには、学校、保護者、地域、関係機関等が連携しながら児童生徒の些細な変化に気づく力を高め、どんな些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知して取組にあたります。

- ① いじめの早期発見のための、定期的なアンケート調査や教育相談を実施します。
- ② アンケート結果や相談結果は、対策委員会に報告し、情報共有を行います。
(※アンケートについては5年間保存します。)
- ③ さまざまな電話相談窓口等の周知により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えます。
- ④ 地域・家庭・関係機関と連携して児童生徒を見守っていきます。

また、早期発見・初期対応がいじめの深刻化や長期化を防ぎ、子どもたちを守る効果的な取組になるので、欠席者に対して次の対応をします。

児童生徒が欠席した時は、例え保護者から理由を聞いていた場合でも、いじめの疑いがないかを検証します。

基準として、欠席1日目で少なくとも電話連絡

3日目で家庭訪問

5日目で(校内)ケース会議・市教育委員会報告

とします。

(4) いじめへの対処

いじめが確認された場合、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し事情を聞き取り、さらにいじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導します。

- ① 学校としての組織的対応をします。
- ② 家庭や教育委員会への連絡・相談をします。
- ③ 事案に応じて、関係機関との連携を図ります。
- ④ 指導後も、いじめを受けた児童生徒への継続的な観察・支援を行うとともに、いじめが解消されたか見守っていきます。また、いじめたとされる児童生徒についても必要な支援を行うとともに継続的な観察を行います。

(5) 家庭及び地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要です。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築します。

《家庭》

学校と保護者とが一体となった取組をするために、学校便りや、学年通信、学級通信等の情報発信に気を配ります。また、家庭においても保護者に意識してもらえるように「心と体の健康調査」等を配布して、保護者と協力しながらいじめを未然に防止し、初期の段階で阻止できる取組を実施します。さらに、家庭での子どもの様子を伺いながら、現代に生きる子ども達が抱える問題に共通認識で対応できるよう取組を図っていきます。

- ① 学校と保護者とが情報を共有します。
- ② 家庭でのいじめの気づきのための取り組みを進めます。

《地域》

学校運営協議会において、学校の課題について熟議を行います。特に、いじめについては様々な立場の委員から建設的な意見をいただきながら取組を進め、ときには協力を仰ぎます。学校と地域のパートナーシップのもと、発達支持的生徒指導につながる協働活動などを通して、まちぐるみで子どもを育てます。

また、主任児童委員を初めとして、民生委員、地域ボランティア等の協力を仰ぎながら、地域での子育ての在り方や、親子での取組等を通して、地域として子どもへの関わりを深めています。

- ① 学校運営協議会への働きかけを進めます。
- ② 学校だよりや生徒指導だよりを通じて地域へのいじめ防止等の周知を進めます。
- ③ 地域の関係団体との連携を進めます。

(6) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、市教育委員会との連携はもとより関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要です。「いじめ」の中で、犯罪行為として取り扱われるべきものについては、速やかに警察に相談することとし、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、警察に通報することとします。なお、そうした際には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮も踏まえたうえで、早期に、警察に相談・通報し、連携した対応をとります。

- ① 市教育委員会や関係機関による取組との連携を図ります。
- ② 児童生徒への学校以外の相談窓口の周知を図ります。
- ③ 必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ります。

(7) いじめ解消の確認

いじめへの対応とその後の経過については、継続して関係機関とも連携をとりながら行っていきます。いじめの解消確認については、対応を開始してから3か月が経過した時点で本人および保護者と相談のうえ、慎重に行います。

「いじめ解消」とは

- ・いじめに関わる行為が3か月以上やんでいる。
- ・本人（保護者）が苦痛を感じていない。

いじめ解消が確認できない場合は継続して対応を続け、定期的に解消の確認を行いながらいじめ解消まで取り組んでいきます。

6. 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味について

重大事態とは、いじめにより次のような疑いのある段階を言います。

- ① 「いじめにより該当学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
 - 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な障害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合などです。
- ② 「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」
 - 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手します。

上記により、重大事態の疑いがあると判断したり生徒・保護者から訴えがあったりした時点で学校は重大事態が発生したものとして市教育委員会に報告をし、調査等に当たります。

学校は、いじめ防止対策委員会を開き、管理職のリーダーシップの下、生徒指導主事を中心にいじめ事実の全容の解明や被害生徒への支援、加害生徒への指導等について協議し、迅速に対応していきます。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実確認を明確にする」とは、重大事態にいたる要因となったいじめ行為が、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・いつから（いつ頃から）か・誰が誰に何を行ったか・周囲はどのような状況であったのか・学校教職員がどのように対応したか |
|---|

こうした客観的な事実関係を速やかに調査します。

また、調査においては、累積性、複合性について遡及調査ならびに周辺調査を行うものとします。この調査は、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとします。

調査を実りあるものにするために、事実にしかりと向き合い、主体的に再発防止に取り組むものとします。

(3) 関係機関との連携

いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、いじめ防止対策推進法第23条6項に基づき、所轄警察署と連携（通報・相談）します。

7. 基本方針の見直し

随時基本方針は見直し、より実効性のあるものとしていきます。

8. いじめ防止等に向けての年間計画

学期	I 学期			
目標	個を育てる			
月目標	4月	5月	6月	7月
	「個とつながる」	「個とかわる」	「個を育てる」	
生徒の主体的な活動	挨拶運動 ③修学旅行（長崎）	挨拶運動 ②校外学習（京都）	挨拶運動 体育大会	挨拶運動 絵本読み聞かせ 人権作文・標語
生徒の学び	ルールの尊重 SOSの出し方	人権学習 ・「命」の学習 ・いのち、いじめ ・性の多様性	人権学習 ①②いのち、いじめ ③多文化共生 在日韓国朝鮮人問題	携帯電話・SNS・スマートフォン の使い方

教職員の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止基本方針・生徒指導方針の確認と共通理解（職員会議） ・いじめ防止基本方針をHPで公表 ・いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会） ・スクールカウンセラー・相談員の紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問 ・いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回いじめアンケート ・教育相談 ・いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会） 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会）
PTA・地域の取組や活動		学校運営協議会 民生委員との懇談会	学校運営協議会	学校運営協議会 学期末懇談会 ほっとカフェ

学期	2学期				
目標	仲間を育む				
月目標	8月	9月	10月	11月	12月
	「つなぐ」個から仲間へ		「強める」 個の育ちを仲間の育ちへ	「輪(和)にする」 個々のつながりをチームへ	
生徒の主体的な活動	挨拶運動	挨拶運動 中主中祭	挨拶運動	挨拶運動 合唱交流 ①校外学習	挨拶運動 人権取組
生徒の学び			人権学習 ③バースデイレストラン ③学ぶことは生きること ③被差別体験に学ぶ	人権学習 ①子どもの権利条約 ①こども基本法 ②部落問題学習 ②ネット書き込み	
教職員の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会） ・中主の子どもを語る会 ・職員研修（生徒指導・教育相談について） 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会） 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 ・いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回いじめアンケート ・いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会） 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会）
PTA・地域の取組や活動	学校運営協議会	学校運営協議会	学校運営協議会	学校運営協議会	学校運営協議会 学期末懇談会 ほっとカフェ

学期	3学期			年間を通して
目標	絆を固め、高める			いじめを生まない 差別を許さない 生徒の「人権」を 真ん中に置いた 教育計画
月目標	1月	2月	3月	
	「つながりを強める」 個々のつながりを強固に	「つながりから絆へ」 生徒も教員も	「絆の力を個に」 絆で育む	
生徒の主体的な活動	挨拶運動	挨拶運動 入学説明会	挨拶運動	挨拶運動 地域行事への参加と地域貢献活動(8月、12月)
生徒の学び	人権学習 ①福祉体験学習 ・図書館でのこと ・僕と人権 ・「私のねがい～町田知子さんの手記より～」 ②平和学習 ・かんからさんしん ・対馬丸 ・ナガサキ平和学習	人権学習		人権学習
教職員の取組	・いじめ防止対策委員会 (生徒指導委員会)	・第3回いじめアンケート ・教育相談 ・いじめ防止対策委員会 (生徒指導委員会)	・いじめ防止対策委員会 (生徒指導委員会) ・小中連絡会	・発達支持的生徒指導の充実 ・いじめ防止対策委員会(臨時) ・SC、SSW、相談員による面談 ・職員会議や学年会議での情報交換 ・生徒指導だよりの発行
PTA・地域の取組や活動		学校運営協議会	学校運営協議会	